

## 議案第22号

### 大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正 する条例案

大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例（平成22年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年大阪市告示第462号」を「平成25年大阪市告示第18号（以下「告示」という。）」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（地区の区分）

第2条の2 工業保全地区の地区の区分は、告示に定める竹島・御幣島地区及び夢洲地区とする。

第3条第1項中「法別表第2（を）項第2号から第4号まで」を「別表（あ）欄に掲げる地区内においては、それぞれ、同表（い）欄」に改める。

第5条第1項第4号中「昭和25年政令第338号」を「昭和25年政令第338号。以下「令」という。」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

| (あ)      | (い)  |
|----------|--|
| 地区の名称    | 建築物の用途の制限  |
| 竹島・御幣島地区 | 法別表第2（を）項第2号から第4号までに掲げるもの  |
| 夢洲地区     | (1) 法別表第2（い）項第5号に掲げるもの<br>(2) 法別表第2（は）項第4号に掲げるもの<br>(3) 法別表第2（に）項第5号に掲げるもの<br>(4) 法別表第2（ほ）項第3号に掲げるもの<br>(5) 法別表第2（を）項第2号、第4号及び第6号から第8号までに掲げるもの<br>(6) 法別表第2（を）項第3号に掲げるもの（寄宿舍を除く。）<br>(7) 店舗及び飲食店（法別表第2（を）項第5号に掲げるものであって、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。）、展示場並びに遊技場<br>(8) 畜舎<br>(9) ごみ焼却場及び令第130条の2の2に定める処理施設 |

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成25年 2 月 15 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

工業保全地区が変更されたことに伴い、当該変更に係る地区内における建築物の用途に関する制限を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例 (抄)

(目 的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づき、平成22年大阪市告示第462号 に定める工業保全地区  
平成25年大阪市告示第18号（以下「告示」という。）

（以下「工業保全地区」という。）内における建築物の用途に関する制限を定めることにより、工業機能の維持及び保全を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 省 略

(地区の区分)

第2条の2 工業保全地区の地区の区分は、告示に定める竹島・御幣島地区及び夢洲地区とする。

(建築物の用途の制限)

第3条 法別表第2（を）項第2号から第4号まで に掲げる建築物は、  
別表（あ）欄に掲げる地区内においては、それぞれ、同表（い）欄

建築してはならない。ただし、市長が工業機能の維持及び保全に支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 - 3 省 略

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。

(1)-(3) 省 略

(4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の18第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと

2 省 略

別表 省 略